

■建築設計業務委託共通仕様書

【新】		【旧】	
1.2 用語の定義	20.「書面」とは、手書き、 <u>印刷等により作成した文書</u> をいい、 <u>発行年月日を記載し、記名したものを有効とする。なお、記名においては、氏名を併記せず、氏又は名を記すだけでもよいものとする。</u>	1.2 用語の定義	20.「書面」とは、手書き、 <u>ワープロ等により、伝える内容を紙に記したものをいい、発効年月日を記載し、署名又は捺印したものを有効とする。緊急を要する場合は、電子メール、ファクシミリ等により伝達できるものとするが、後日有効な書面として提出するものとする。</u>
3.2 設計方針の策定等	1. 受注者は、業務を実施するに当たり、基本計画図書及び監督員との協議の結果を基に設計方針の策定（平成 <u>31</u> 年国土交通省告示第 <u>九十八</u> 号 別添一第1項第一号イに掲げる基本設計方針の策定及び第二号イに掲げる実施設計方針の策定をいう。）を行う。なお、業務当初及び変更する場合はその都度、監督員の承諾を得なければならない。	3.2 設計方針の策定等	1. 受注者は、業務を実施するに当たり、基本計画図書及び監督員との協議の結果を基に設計方針の策定（平成 <u>21</u> 年国土交通省告示第 <u>十五</u> 号 別添一第1項第一号イに掲げる基本設計方針の策定及び第二号イに掲げる実施設計方針の策定をいう。）を行う。なお、業務当初及び変更する場合はその都度、監督員の承諾を得なければならない。
3.4 提出書類	<u>3. 電子データにより監督員に報告等を行う書面については、以下を基本とするが、監督員の指示がある場合はその指示による。</u> <u>(1) 「愛知県電子納品運用ガイドライン」4-4（業務及び工事実施中の情報交換及び共有）に準拠する。</u> <u>(2) 電子媒体（CD-RまたはDVD-R）で検査時に1部提出する。</u>		(新設)

上記の他、以下様式の印の記載を廃止する。

- ・様式第1 業務計画書
- ・様式第2 業務工程表
- ・様式第3 監理技術者選任届
- ・様式第3別紙 経歴書
- ・様式第4 業務実施体制表
- ・様式第5 部分使用同意書